

尾道市立南小学校不祥事防止委員会設置要項

(設置)

第1条 この要項は、尾道市立南小学校校務運営規程第2章第10条の規定に基づき、不祥事防止委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、教職員の規範意識の高揚、学校組織として不祥事の根絶に向けた風土、文化の確立を通して、不祥事の根絶に取り組むことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口構成員1名以上、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

2 女性教職員が1名以上所属するものとする。

(業務内容)

第4条 委員会は、不祥事に係る次の業務を遂行する。

- (1) 不祥事防止に係る年間研修計画の作成
- (2) 研修プログラムの企画・実施
- (3) 「体罰・セクハラ相談窓口」との連携
- (4) 児童生徒の状況把握のためのアンケートの企画・実施
- (5) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (6) 不祥事防止運動などの実施
- (7) PTA との意見交換

2 委員会は、毎月1回 服務研修実施前に開催するものとする。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成22年2月5日から施行する。

平成23年度 不祥事防止委員会年間活動計画

月	活動内容	資料
4	○委員会の活動について意見交換、研修計画作成 ○不祥事防止のチェックポイントの活用について検討 ○ロールプレイング(体罰事案の後)の進め方と協議内容について研修	教職員による不祥事の根絶(改訂版)「求められる教職員像」 不祥事未然防止のためのチェックポイント 教職員による不祥事の根絶(改訂版) P 3 3

5	○交通事故（措置義務違反）について研修 講師招へい（因島警察 駐在所）	教職員による不祥事の根絶（改訂版）P 2 1 地域の専門機関と連携し講師として招へいする。
6	○公金の取扱いについて研修（現状の課題・対応策協議）	会計処理規程等
7	○文書等の取扱いと情報管理について研修（現状の課題の掘り起こしと改善策） ○児童・保護者アンケートの実施・集計・面談	教職員による不祥事の根絶（改訂版）P 2 3
8	○ロールプレイング（体罰）の進め方と協議内容について研修 ○アンケート調査結果の集約と分析	教職員による不祥事の根絶（改訂版）P 2 9
9	○県不祥事根絶対策専門家会議（概要）等から不祥事の事例と課題の研修	県の不祥事根絶対策専門家会議（概要）等
10	○ロールプレイング（セクシュアル・ハラスメント等）の進め方と協議内容について研修	教職員による不祥事の根絶（改訂版）P 3 7
11	○飲酒運転防止の研修 講師招へい（因島警察）	教職員による不祥事の根絶（改訂版）P 1 9 地域の専門機関と連携し講師として招へいする。
12	○成績・学籍関係情報の取り扱い等について現状の分析・課題・改善策を協議	諸規程集 個人情報管理の確認資料等
1	○生徒指導スキルアップ研修（子どもへの対応・家庭連携等について 東部子ども支援センターより講師招へい） ○児童・保護者アンケートの実施・集計・面談	専門機関と連携し講師として招へいする。
2	○交通事故防止について研修 ○不祥事防止のチェックポイントの活用について検討	関係法令等 不祥事未然防止のためのチェックポイント
3	○今年度のまとめと次年度に向けて計画立案	

※毎月第3火曜日開催を原則とする。

☆情報入手のためにアンケートの実施とアンケート結果による面談の実施（1学期と3学期に児童と保護者対象に実施）

☆学校便り、ホームページによる「体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口設置」の周知（各学期ごと1回実施）

